



大分市指令 第 4276 号

# 許 可 証

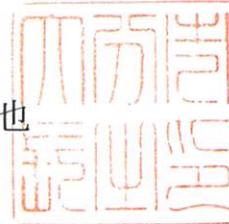
住所 大分県大分市大字丹生466番地

氏名 有限会社エコワン  
代表取締役 佐々木 保

令和 7 年 2 月 10 日 付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和 7 年 3 月 18 日

大分市長 足立 信也



許 可 期 間 令和 7 年 4 月 1 日 から  
令和 9 年 3 月 31 日 まで

## 1. 事業の範囲

事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物

## 2. 種類

事業系ごみ  
(紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、その他事業系一般廃棄物)

## 3. 分類

事業系ごみ  
収集運搬

特定家庭用機器廃棄物  
収集運搬

## 4. 積替え保管

事業系ごみ 有

特定家庭用機器廃棄物 有

## 5. 許可の条件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大分市廃棄物の減量  
及び適正処理等に関する条例その他関係法令を遵守すること。

(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外  
は使用しないこと。